

地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等																																																																								
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>第 11 条 第 5 条の規定により採用された職員には、医師免許取得後の年数に応じ、次に掲げる給料月額、地域手当及び初任給調整手当を支給する。 単位：円</p> <table border="1" data-bbox="142 667 1255 1100"> <thead> <tr> <th>医師免許取得後</th> <th>給料月額</th> <th>地域手当</th> <th>初任給調整手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 年未満</td> <td>354, 000</td> <td><u>44, 073</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>4 年未満</td> <td>366, 200</td> <td><u>45, 591</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>5 年未満</td> <td><u>400, 300</u></td> <td><u>49, 837</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>6 年未満</td> <td>400, 300</td> <td><u>49, 837</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>7 年未満</td> <td>410, 500</td> <td><u>51, 107</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>8 年未満</td> <td>419, 000</td> <td><u>52, 165</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>9 年未満</td> <td>424, 900</td> <td><u>52, 900</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>10 年未満(10 年以上)</td> <td>430, 700</td> <td><u>53, 622</u></td> <td>216, 000</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 11 条の 2 (略)</p> <p>(給与規程の準用等)</p> <p>第 12 条 特定任期付職員は、第 10 条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程(以下「退職手当規程」という。)を準用する。ただし、特定任期付職員についての給与規程第 26 条第 2 項及び第 29 条第 2 項の規定の準用に関しては、<u>給与規程第 26 条第 2 項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 95」と、給与規程第 29 条第 2 項中「100 分の 105」とあるのは「100 分の 87.5」とする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、給与規程第 8 条から第 14 条まで、第 16 条及び第 20 条から第 23 条までの規定は、特定任期付職員には準用しない。</p> <p>3～10 (略)</p> <p>(短時間勤務職員の特例)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 短時間勤務職員に対して、理事長が定めるところにより、有給休暇として子の看護等休暇及び介護休暇を与えることができる。この場合におい</p>	医師免許取得後	給料月額	地域手当	初任給調整手当	3 年未満	354, 000	<u>44, 073</u>	216, 000	4 年未満	366, 200	<u>45, 591</u>	216, 000	5 年未満	<u>400, 300</u>	<u>49, 837</u>	216, 000	6 年未満	400, 300	<u>49, 837</u>	216, 000	7 年未満	410, 500	<u>51, 107</u>	216, 000	8 年未満	419, 000	<u>52, 165</u>	216, 000	9 年未満	424, 900	<u>52, 900</u>	216, 000	10 年未満(10 年以上)	430, 700	<u>53, 622</u>	216, 000	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 理事長は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、別に定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p>第 11 条 第 5 条の規定により採用された職員には、医師免許取得後の年数に応じ、次に掲げる給料月額、地域手当及び初任給調整手当を支給する。 単位：円</p> <table border="1" data-bbox="1344 667 2457 1100"> <thead> <tr> <th>医師免許取得後</th> <th>給料月額</th> <th>地域手当</th> <th>初任給調整手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 年未満</td> <td>354, 000</td> <td><u>43, 719</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>4 年未満</td> <td>366, 200</td> <td><u>45, 225</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>5 年未満</td> <td><u>390, 200</u></td> <td><u>48, 189</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>6 年未満</td> <td>400, 300</td> <td><u>49, 437</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>7 年未満</td> <td>410, 500</td> <td><u>50, 696</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>8 年未満</td> <td>419, 000</td> <td><u>51, 746</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>9 年未満</td> <td>424, 900</td> <td><u>52, 475</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>10 年未満(10 年以上)</td> <td>430, 700</td> <td><u>53, 191</u></td> <td>216, 000</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 11 条の 2 (略)</p> <p>(給与規程の準用等)</p> <p>第 12 条 特定任期付職員は、第 10 条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程(以下「退職手当規程」という。)を準用する。ただし、特定任期付職員についての給与規程第 26 条第 2 項の規定の準用に関しては、<u>同条同項中 6 月に支給する場合においては「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 170」、12 月に支給する場合においては「100 分の 125」とあるのは「100 分の 172.5」とする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、給与規程第 8 条から第 14 条まで、第 16 条、第 20 条から第 23 条まで及び第 29 条の規定は、特定任期付職員には準用しない。</p> <p>3～10 (略)</p> <p>(短時間勤務職員の特例)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 短時間勤務職員に対して、理事長が定めるところにより、有給休暇として子の看護休暇及び介護休暇を与えることができる。この場合において、就</p>	医師免許取得後	給料月額	地域手当	初任給調整手当	3 年未満	354, 000	<u>43, 719</u>	216, 000	4 年未満	366, 200	<u>45, 225</u>	216, 000	5 年未満	<u>390, 200</u>	<u>48, 189</u>	216, 000	6 年未満	400, 300	<u>49, 437</u>	216, 000	7 年未満	410, 500	<u>50, 696</u>	216, 000	8 年未満	419, 000	<u>51, 746</u>	216, 000	9 年未満	424, 900	<u>52, 475</u>	216, 000	10 年未満(10 年以上)	430, 700	<u>53, 191</u>	216, 000	<p>・特定任期付職員 の特定任期付職員 業績手当を廃止す るための改正(期末 手当及び勤勉手当 に再編)</p> <p>・給与規程の改正 (給料表、地域手 当)に伴う改正</p> <p>・特定任期付職員 に勤勉手当を支給 するための改正</p> <p>・「子の看護休暇」を 「子の看護等休暇」 とする改正</p>
医師免許取得後	給料月額	地域手当	初任給調整手当																																																																							
3 年未満	354, 000	<u>44, 073</u>	216, 000																																																																							
4 年未満	366, 200	<u>45, 591</u>	216, 000																																																																							
5 年未満	<u>400, 300</u>	<u>49, 837</u>	216, 000																																																																							
6 年未満	400, 300	<u>49, 837</u>	216, 000																																																																							
7 年未満	410, 500	<u>51, 107</u>	216, 000																																																																							
8 年未満	419, 000	<u>52, 165</u>	216, 000																																																																							
9 年未満	424, 900	<u>52, 900</u>	216, 000																																																																							
10 年未満(10 年以上)	430, 700	<u>53, 622</u>	216, 000																																																																							
医師免許取得後	給料月額	地域手当	初任給調整手当																																																																							
3 年未満	354, 000	<u>43, 719</u>	216, 000																																																																							
4 年未満	366, 200	<u>45, 225</u>	216, 000																																																																							
5 年未満	<u>390, 200</u>	<u>48, 189</u>	216, 000																																																																							
6 年未満	400, 300	<u>49, 437</u>	216, 000																																																																							
7 年未満	410, 500	<u>50, 696</u>	216, 000																																																																							
8 年未満	419, 000	<u>51, 746</u>	216, 000																																																																							
9 年未満	424, 900	<u>52, 475</u>	216, 000																																																																							
10 年未満(10 年以上)	430, 700	<u>53, 191</u>	216, 000																																																																							

新	旧	改正理由等
<p>て、就業規則別表第2の9の項の規定を、介護休暇については同表の11の項の規定を準用する。 13～15 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>業規則別表第2の9の項の規定を、介護休暇については同表の11の項の規定を準用する。 13～15 (略)</p>	